

市有地（吉祥寺南町三丁目）活用による 看護小規模多機能型居宅介護の 整備・運営法人の公募について

令和5年6月27日（火曜日）

令和5年度第1回武蔵野市地域包括ケア推進協議会

資料11

武蔵野市健康福祉部高齢者支援課

※本資料は令和4年12月26日に開催した住民説明会および令和5年1月26日に開催した事業者説明会の資料に基づき作成しています。

目次

- 1 武蔵野市の現状（介護保険事業計画より）**
- 2 看護小規模多機能型居宅介護（かんたき）について**
- 3 公募の概要について**
- 4 地域包括ケア推進協議会 意見聴取**

武蔵野市の現状（介護保険事業計画について）

- 武蔵野市では、市民を含めた地域のすべての関係者が目標を共有し、一体となって取組みが進められるよう、2025年に向けて武蔵野市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”を掲げてきました。誰もが住み慣れた地域で生活できるまちづくりを着実に進め、武蔵野市ならではの地域共生社会の実現を目指しています。
- 第8期（令和3年度～令和5年度）では、高齢者の生活を支える人材の確保と育成、高齢者の自立支援と重度化防止のために不可欠な医療と介護の連携に重点的に取り組み、引き続きまちぐるみの支え合いの基盤をつくっていきます。

2025年に向けて武蔵野市が目指す「高齢者の姿とまちづくり」

武蔵野市では

いつまでもいきいきと健康に

ひとり暮らしでも

認知症になっても

中・重度の
要介護状態になっても

誰もが
住み慣れた地域で
生活を継続できる

自立支援・重度化防止へ向けた医療と介護の連携

高齢者を支える人材の確保・育成



本市の高齢者福祉施策の現状(武蔵野市の高齢者人口の推移)

- 高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）は令和5年4月現在22.4%です。
- 団塊ジュニア世代の方が65歳以上になる2040年には高齢化率は28.4%になる見込みです。

(単位：人)

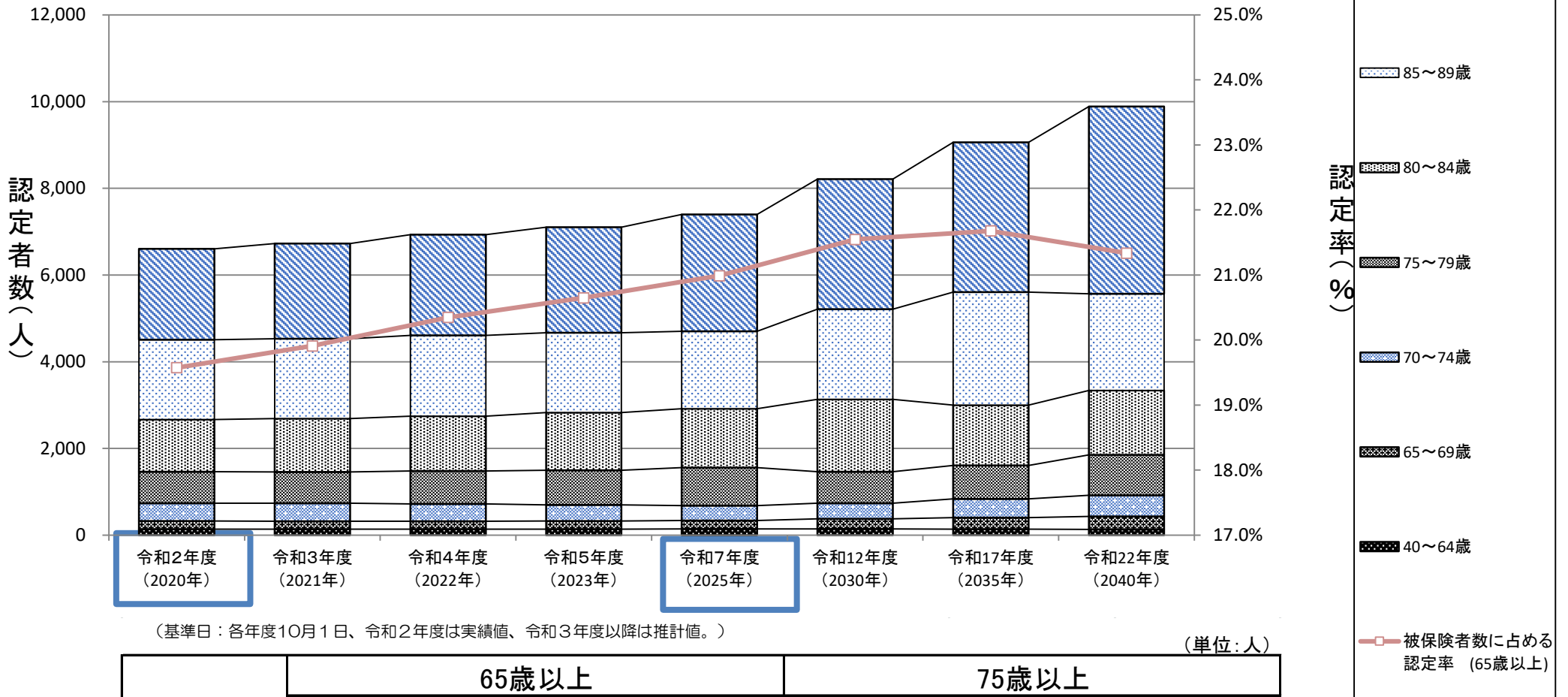
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和12 (2030)年度	令和17 (2035)年度	令和22 (2040)年度
総人口	147,677	149,479	150,514	151,285	152,635	155,260	157,323	159,319
65歳以上人口	32,802	33,024	33,270	33,598	34,407	37,186	40,820	45,304
(うち、75歳以上人口)	17,569	17,757	18,425	19,126	20,196	21,210	22,247	24,324
(うち、他市町村住所地特例者)	310	310	310	310	310	310	310	310
被保険者全体	85,282	86,427	87,367	88,240	89,798	92,405	94,589	96,569
40-64歳	52,250	53,154	53,831	54,357	55,074	54,818	53,283	50,692
65歳以上被保険者数	33,032	33,273	33,536	33,883	34,724	37,587	41,306	45,877
65-69歳	7,086	6,993	6,915	7,003	7,477	8,899	10,118	11,344
70-74歳	8,152	8,281	7,939	7,479	6,746	7,094	8,477	9,664
75-79歳	6,228	6,137	6,488	6,829	7,534	6,306	6,674	8,013
80-84歳	4,844	4,917	5,036	5,283	5,439	6,679	5,647	6,038
85-89歳	3,955	3,963	3,997	3,970	3,850	4,491	5,627	4,877
90歳以上	2,767	2,982	3,161	3,319	3,678	4,118	4,763	5,941
(うち、住所地特例者)	542	559	576	595	627	711	796	883
高齢化率	22.2%	22.1%	22.1%	22.2%	22.5%	24.0%	25.9%	28.4%
後期高齢化率	11.9%	11.9%	12.2%	12.6%	13.2%	13.7%	14.1%	15.3%

(基準日：各年度10月1日、令和2年度は実績値、令和3年度以降は推計値)

本市の高齢者福祉施策の現状(要支援・要介護認定者数)

- 65歳以上被保険者の約5人に1人、75歳以上被保険者の約3人に1人が要支援・要介護認定者です。
- 2025年に向けて要介護リスクの高い75歳以上の高齢者が増加します。

要支援・要介護認定者数の推計

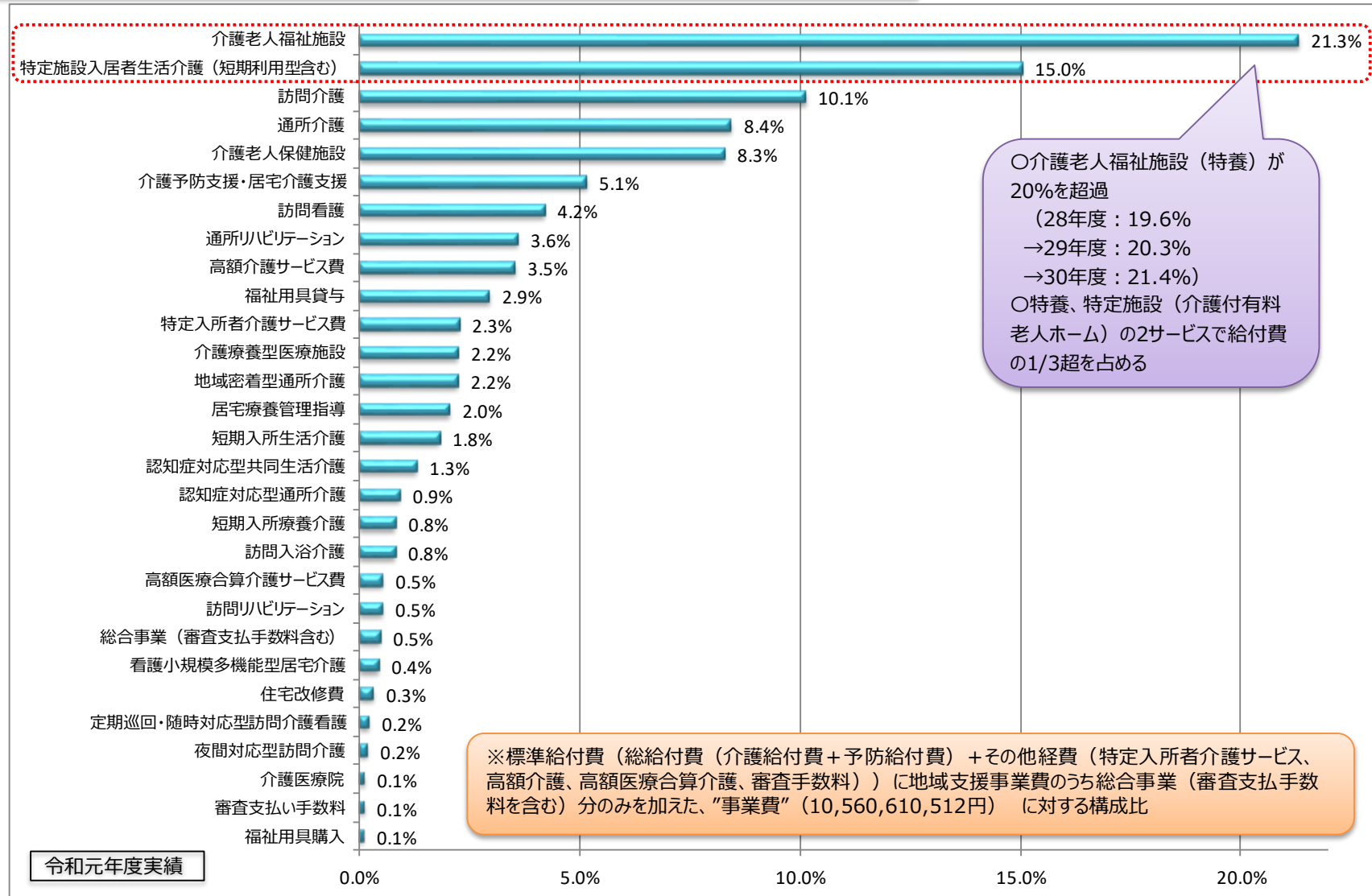


令和2年度 (2020年)	65歳以上			75歳以上		
	被保険者数	認定者数	被保険者数に占める認定率	被保険者数	認定者数	被保険者数に占める認定率
	33,032	6,466	19.6%	17,794	5,870	33.0%

※被保険者数には住所地特例者及び外国人を含む。(基準日：10月1日)

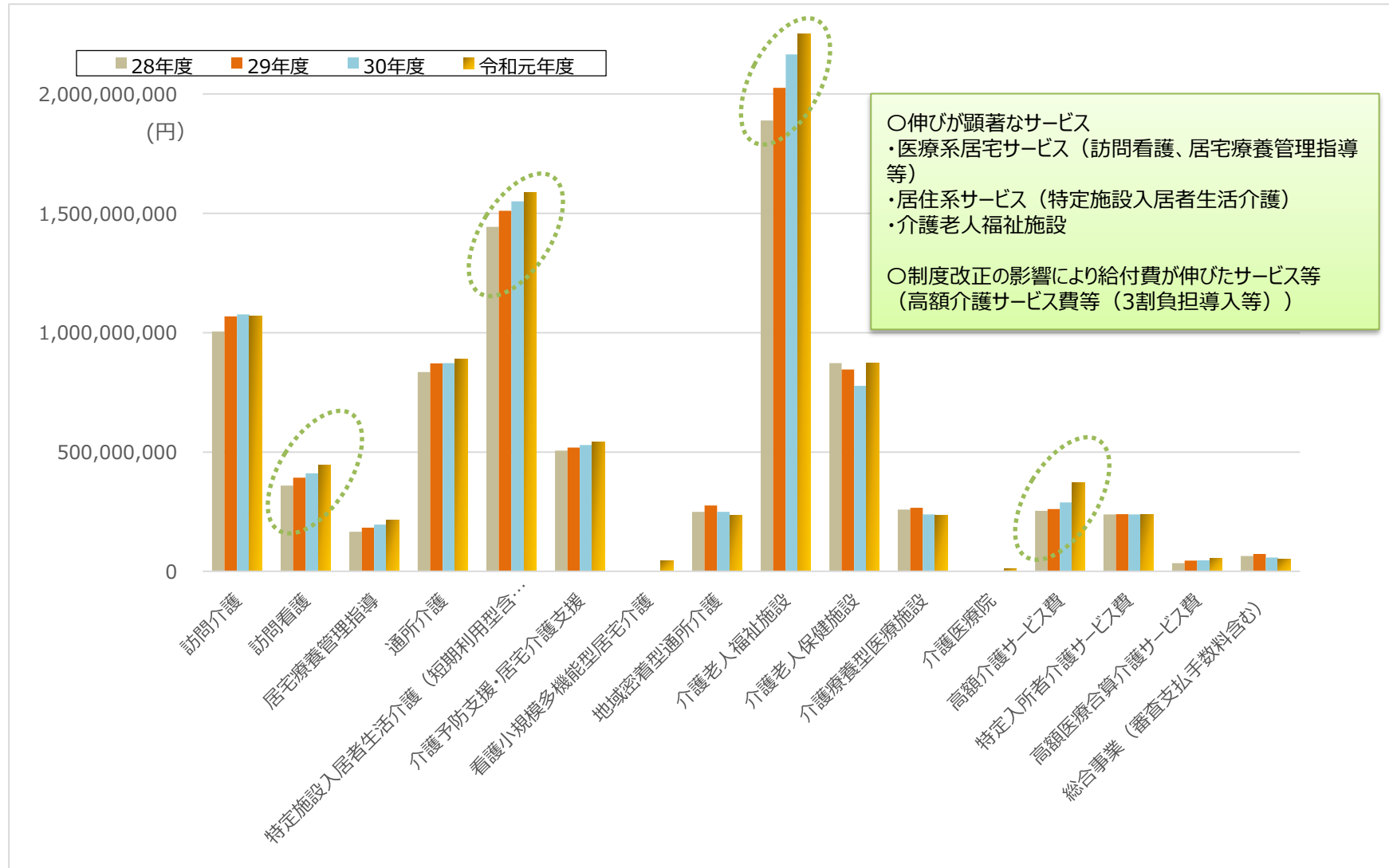
本市の介護保険サービスの現状

令和元年度介護保険事業費に占めるサービス別構成比（計画P50）



本市の介護保険サービスの現状

主なサービス種類別給付費の推移（計画P51）



介護保険事業計画について(サービス基盤整備)

- 今後増加が見込まれる単身高齢者や認知症高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるサービスが必要
- 認知症高齢者、医療ニーズの高い高齢者、要介護高齢者等、多様な課題を抱える高齢者の増加に対応可能なサービスが必要
- 一方で市内は狭小で、地価も高く、今後市内に大規模な介護施設等を建設していくことは困難



中重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を継続できる、**医療的ニーズにも対応可能な「看護小規模多機能型居宅介護」の整備**を計画に位置付けている。

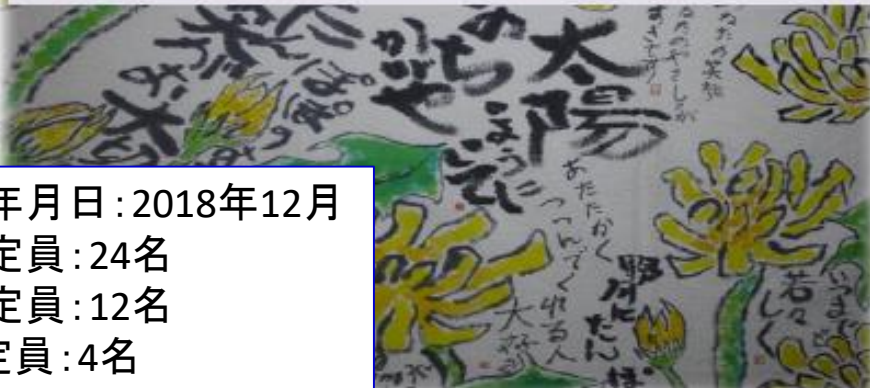
本市の看護小規模多機能型居宅介護

住みなれた地域で、健やかに暮らすために



有限会社多摩たんぽぽ介護サービスセンター 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ナースケアたんぽぽの家 紹介

設立年月日: 2018年12月
利用定員: 24名
通所定員: 12名
泊り定員: 4名



看護小規模多機能型居宅介護(かんとたき)とは

自分の介護が必要になった場合にどこでどのような介護を受けたいですか
(平成30年度高齢社会白書)

「自宅で介護を受けたい」と回答した人 / 73.5%

- 自宅で家族中心に介護を受けたい
- 自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい
- 家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい の合計



かん たき
看護小規模多機能型居宅介護

略して、『看多機(かんとたき)』

看護小規模多機能型居宅介護(かんだき)とは

〈看多機が提供する4つの介護サービス〉

訪問看護

看護師が利用者のご自宅に伺い、健康観察や医師の指示書に基づく医療処置を行う



訪問介護

介護スタッフが利用者のご自宅に伺い、入浴や排泄の介助の他、掃除や調理などを行う



通い (デイサービス)

看多機事業所内で、食事や入浴、リハビリなどをして過ごすサービス



泊まり (ショートステイ)

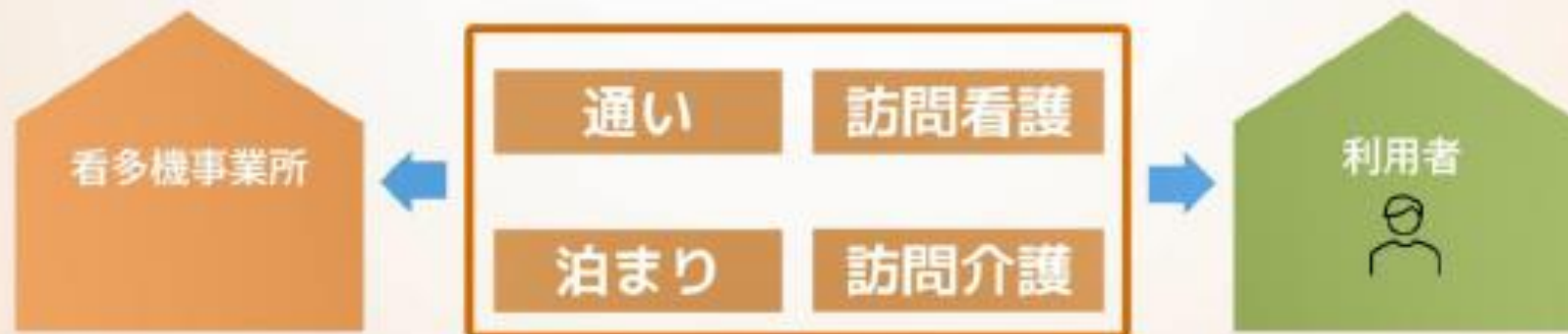
看多機事業所内で、夜間を過ごすサービス



看護小規模多機能型居宅介護(かんだき)とは

4つのサービスを
1つの看多機事業所が提供

- 利用者の体調やご家族の状況に合わせたサービス提供
- 顔なじみの看護職、介護職が対応するので安心
 - ※登録定員は29人以下
- 利用手続きが1回でよい



看護小規模多機能型居宅介護(かんだき)とは

- 利用対象者
事業所所在の市内にお住いのかた
要介護 1～5 の認定を受けたかた

看多機では様々な利用者を受け入れています

- 医療処置の必要な方
胃ろう・気管切開、人工肛門などの管理、インスリン注射、
カテーテルの交換、点滴、褥瘡(床ずれ) ケアなど
- 認知症の方
- 機能訓練やリハビリの実施
- 看取り期の方(末期のがんや老衰など)
ご自宅、看多機事業所内での看取り
- ご家族の介護相談や支援



看護小規模多機能型居宅介護(かんだき)とは

事例紹介2

～家で最期まで看取りたい～



Bさん 70代
・胃がん
・寝たきり度 C
・認知機能 II a
・要介護2

- ・ ご本人様、息子様の希望でご自宅で最期まで過ごすために利用開始されました
- ・ 愛犬とご家族に囲まれて自宅で最期を過ごしました
- ・ 痛みのケアを看護、訪問介護でもケア提供(合計3回/日)



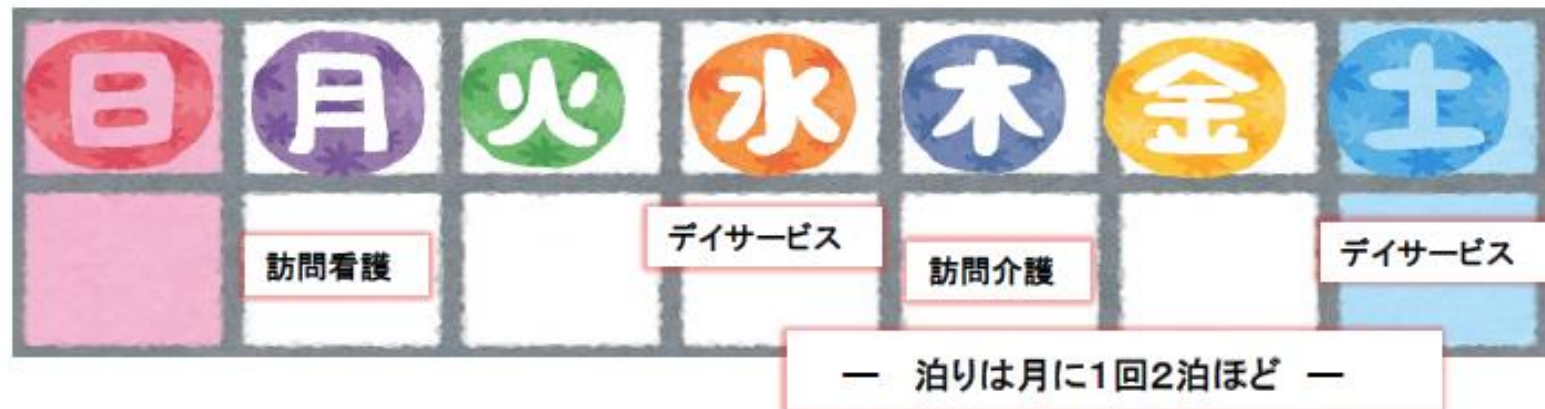
看護小規模多機能型居宅介護(かんだき)とは

事例紹介3

～家での生活を続けたい～



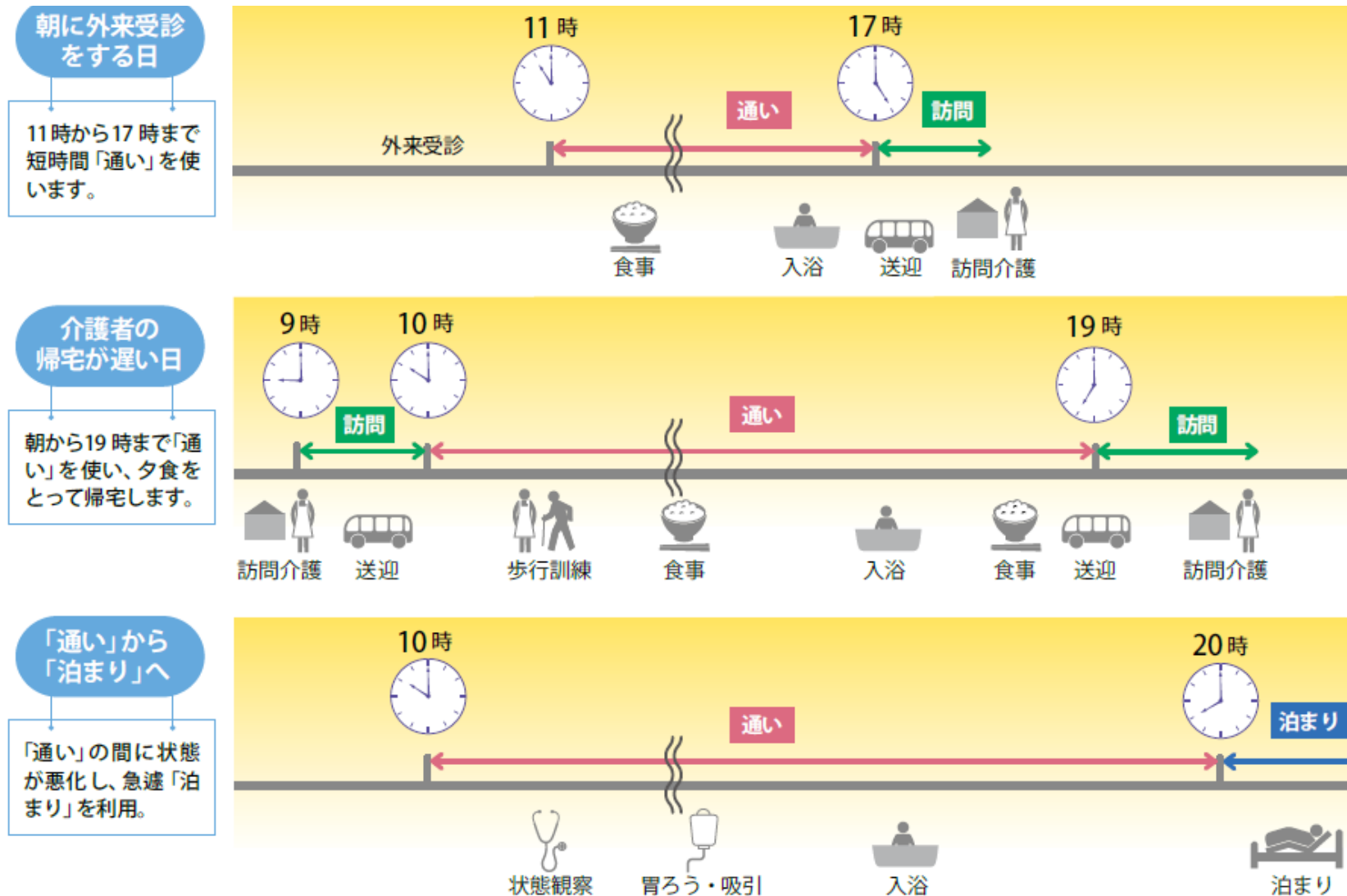
- ・ ご夫婦、2人暮らし
- ・ 杖歩行と車椅子使用
- ・ 入退院を繰り返されていました
- ・ 何とか歩ける状態から関わりました
- ・ 関わり開始後は入院せずに過ごされています
- ・ 体の動きが良くなり、体が柔らかくなり、喜ばれています



看護小規模多機能型居宅介護(かんだき)とは

- 個々の利用者に合わせて自由にサービスを組み合わせられます

看多機では、事業所の営業時間に利用者が都合を合わせるのではなく、個々の利用者の予定や体調に合わせてサービスを提供します。例えば、「通い」の時間の長さや、その間に受けるケアの内容も一律ではありません。



看護小規模多機能型居宅介護(かんだき)とは

利用料金

要介護度に応じた月額制 (食事代や泊まりに関する費用は実費負担)

介護保険サービス費

① 要介護度別の基本サービス費 (毎月定額)



② ご利用者の状態や事業所の体制に応じた加算・減算 (毎月概ね定額)

特別な医療の管理が必要な場合や24時間の緊急対応、認知症の方への対応などについては、基本サービス費に上乗せの費用がかかります。

介護保険外の費用(実費)

③ 通いや泊まりの利用時の食事代、宿泊費など

通いや泊まりの利用回数に応じて、食事代や宿泊費は別途実費でのお支払いとなります。

※事業所の所在地や体制、ご利用者の状態や介護保険自己負担額により変動がありますので、詳しくはお近くの事業所に確認して下さい

看護小規模多機能型居宅介護(かんだき)とは

要介護2の場合

〔利用例〕

- 介護保険自己負担額 1割
- 認知症の方
- 特別な医療処置を必要としない

- サービス利用状況
 - ・通い：3回/週 (12回/月)
 - ・泊まり：4日/月
 - ・訪問 (看護・介護)：10回/月約5.8万円程度

要介護5の場合

〔利用例〕

- 介護保険自己負担額 1割
- 認知症の方
- 特別な医療処置を必要とする状態

- サービス利用状況
 - ・通い：2回/週 (9回/月)
 - ・泊まり：8日/月
 - ・訪問 (看護・介護)：14回/月約9.4万円程度

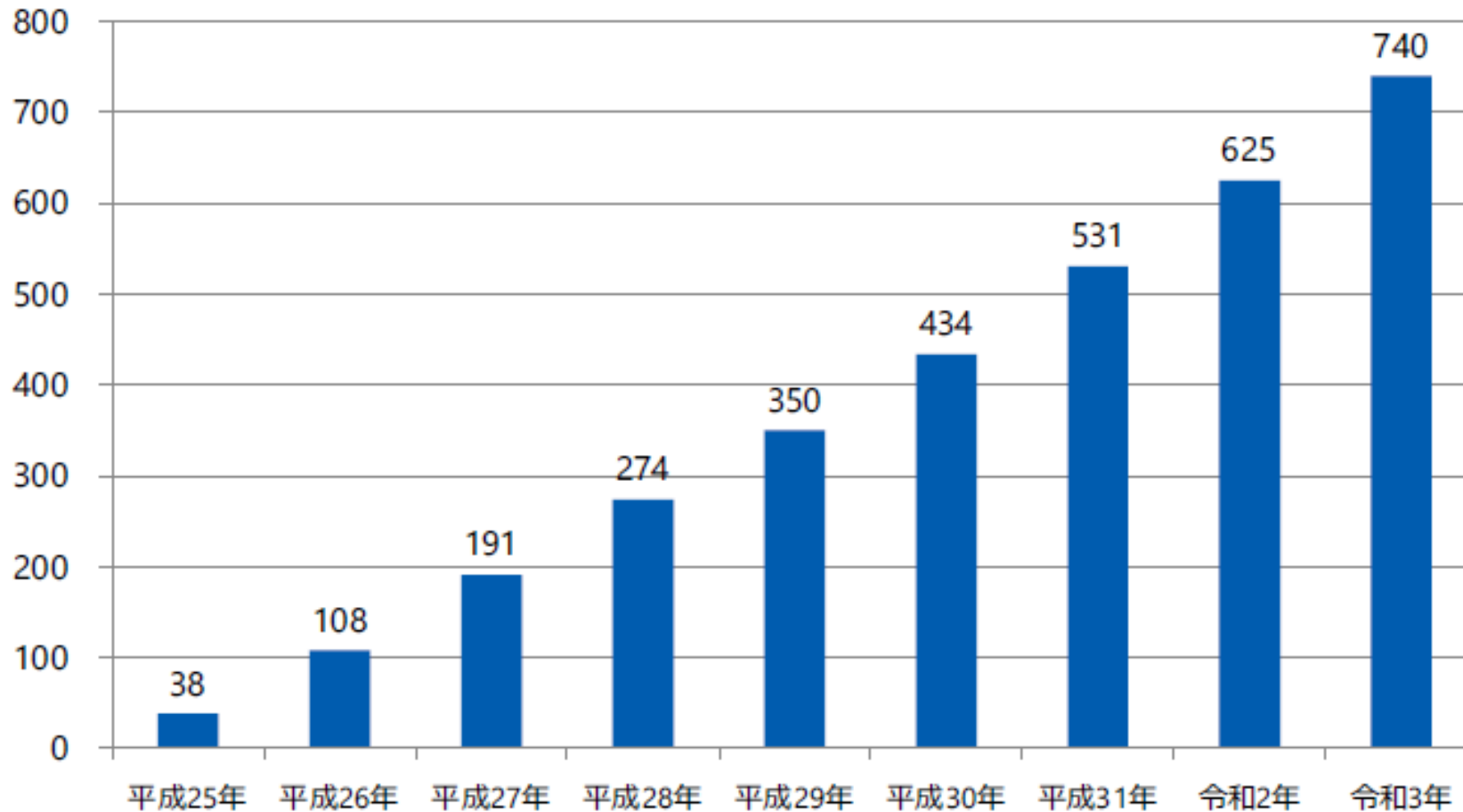
要介護度別の基本サービス費に、通い・泊まり利用時の食事代 (一食350円～750円程度)、泊まり利用時の宿泊費 (一泊2,000円～5,000円程度)、その他の雑費 (おむつ、歯ブラシなど施設の備品を使った場合)、事業所の体制に対する加算を加えた金額です。

※上記の金額はあくまで目安です。

※事業所の所在地や体制、ご利用者の状態や介護保険自己負担額により変動がありますので詳しくはお近くの事業所に確認して下さい。

看護小規模多機能型居宅介護(かんだき)とは

看護小規模多機能型居宅介護の請求事業所数



(平成24年4月創設の当該サービスは、平成24年4月審査分に入らない。)

※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

※平成27年4月にサービス名称変更(看護小規模多機能型居宅介護)。

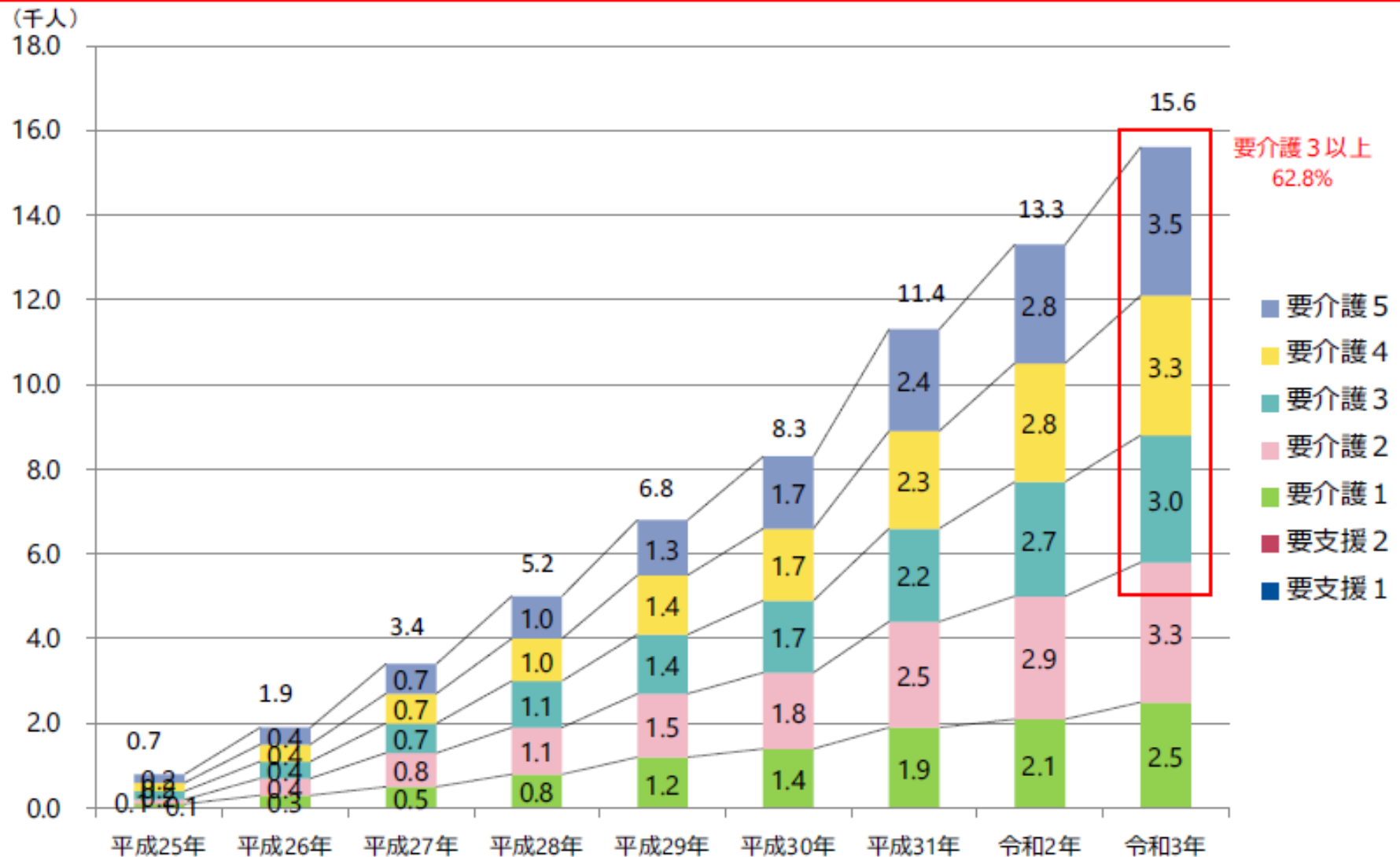
※平成28年度については、同一の事業所が短期利用及び短期利用以外の請求を同一月に行った場合についても、一事業所として計上している

※令和3年4月時点で、サテライト事業所数は11事業所(グラフ内は除いた数値)

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計」(各年4月審査分)

看護小規模多機能型居宅介護(かんだき)とは

看護小規模多機能型居宅介護の受給者数



平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年 令和2年 令和3年

※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

※平成24年4月創設(複合型サービス)。平成27年4月にサービス名称変更(看護小規模多機能型居宅介護)。

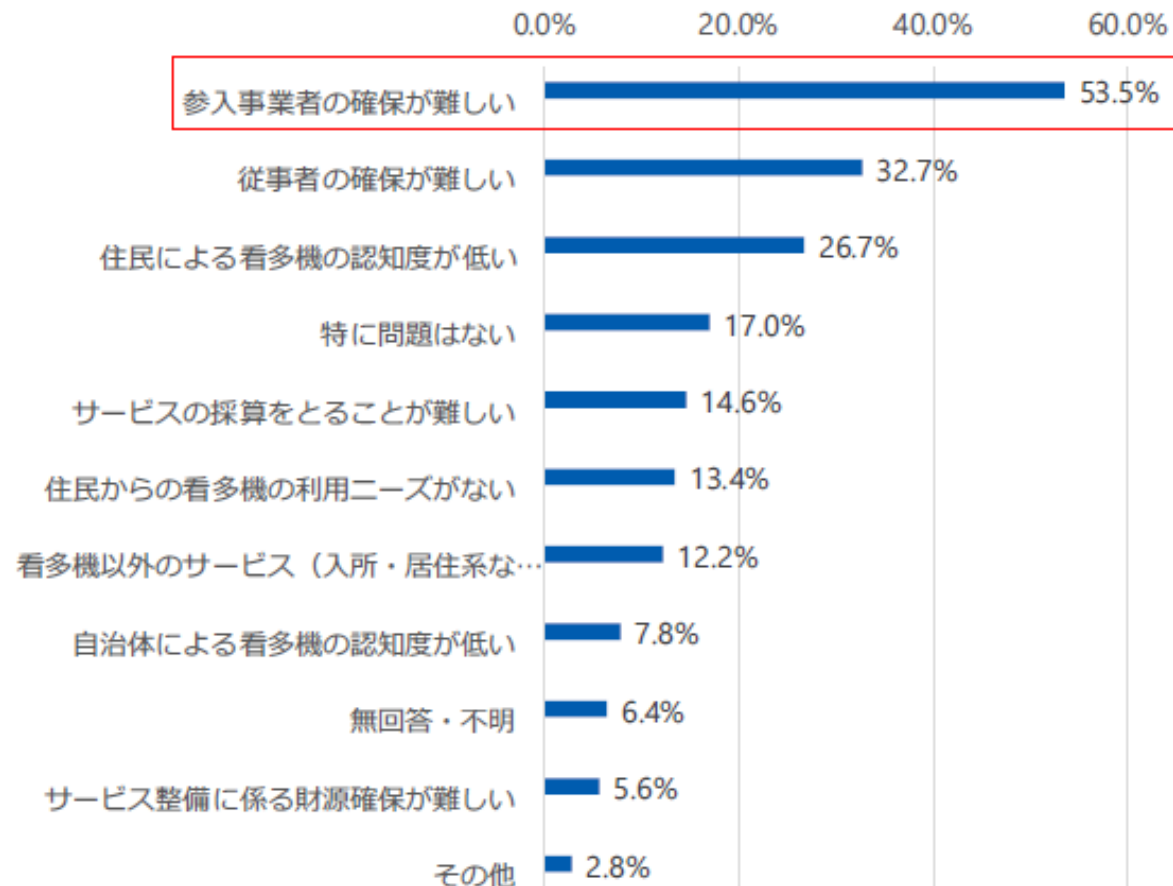
出典:厚生労働省「介護給付費実態統計」(各年4月審査分)

看護小規模多機能型居宅介護(かんだき)とは

看多機の整備に関する課題

- 看多機の整備に関する課題は、「参入事業者の確保が難しい」(53.5%)が最も多く、次いで「従事者の確保が難しい」(32.7%)、「住民による看多機の認知度が低い」(26.7%)が多い。

■ 看護小規模多機能型居宅介護の整備に関する課題※1 (市町村n=501、複数回答)



【参入事業者の確保が難しい背景】※2

- ・経営として採算がとれる見込みが少ない
- ・利用者の病状が不安定なため、小規模な市町村では継続的な利用者確保が困難
- ・自治体やケアマネの理解不足で、サービス提供につながらない
- ・看護職への認知度が低く、従事者の確保が困難

等

※1 令和3年度老人保健事業推進費等補助金「訪問看護・訪問リハビリテーション提供体制強化のための調査研究事業

※2 日本看護協会、日本訪問看護財団ヒアリング

- ・武蔵野市では、今後さらに高まる医療ニーズに対応するため、地価水準が高く、用地確保が困難な市の地域特性を踏まえ、市有地等を活用した施設整備を進めています。
- ・今回の公募は、令和4年度に実施した「市有地等活用による看護小規模多機能型居宅介護事業者の公募に向けたサウンディング型市場調査」の結果をもとに、当該市有地を活用し、実施します。
- ・市有地について定期借地権を締結し、借り受けた事業者自らが整備・運営していただきます。
- ・今回の整備は令和6年度以降の「武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に反映することを予定しております。

参考【武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）における整備計画数】

看護小規模多機能型居宅介護 1事業所

公募する施設等

公募要項P2

竣工は令和7年12月まで、開設は令和8年3月までに行ってください

以下のア、イを満たす施設であること。ただし、ウの設置については任意とする。

ア 看護小規模多機能型居宅介護事業所（登録定員29人）

イ 地域交流スペース

ウ その他介護保険事業所等

ウの条件については、公募要項P20「武蔵野市市有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱第2条第2項」をご確認ください。併設を希望する場合は、2月28日（火）までに市と協議のうえ、安定した経営が見込めるものを検討し、提案してください。

応募資格(主なもの) 公募要項P2

(1) 事業実績

- ・令和5年1月1日現在、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム、訪問看護等の介護保険事業の運営実績が1年以上あること。

(2) 財務状況

ア 応募時において、事業開始当初の運営資金が原則確保されていること。

年間事業費(予定額)の $\frac{3}{2}$ 以上+法人事務費(100万円以上)を自己資金で確保していること(金融機関からの借入金は認めません。)。既存事業についても、その運営資金が確保されていること。

イ 応募時において、現状及び整備計画による負債総額が資産総額の $\frac{1}{2}$ を超えないこと。

ウ 過去3年間(令和元年度から3年度まで)の決算において、営業活動に基づく赤字でないこと。

貸付予定地(市有地) 公募要項P4

整備予定地：武蔵野市吉祥寺南町3丁目24番6号（住居表示）



整備予定地

土地の所在地 吉祥寺南町3-2546-9（地番）
吉祥寺南町3-24-6（住居表示）

敷地面積 509.09㎡
用途地域 第一種低層住居専用地域
建ぺい率 40%
容積率 80%

貸付予定地(市有地) 公募要項P4

吉祥寺南町3丁目24-6

(地番 吉祥寺南町3丁目2546-9)



令和4年10月22日撮影



近隣建物等

令和5年1月25日撮影

貸付条件等

整備・運営法人は市と事業用定期借地権の設定を目的とする土地賃貸借契約を締結

- 貸付期間 30年
- 貸付料 土地賃貸借契約の締結時点において、土地の評価をしたうえで、正式な貸付料を決定する。「市有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱」に基づく減額制度あり。
建設工事期間（施設竣工まで）は全額免除。
- 保証金 貸付料の12か月分

開設に伴う補助制度について

公募要項P6

令和4年度の補助内容・補助単価を記載しています。今後変更になる可能性もあります。

施設整備に関する補助

地域密着型サービス等整備推進事業(看護小規模多機能型居宅介護事業所)

ア 基本単価(補助率:都10/10) (1施設当たり) 33,600千円

イ 加算単価(補助率:都3/4、市1/4)(宿泊定員9人) 39,937千円
※高騰加算×0.25含む

ウ 区市町村所有地活用モデル加算(補助率:都10/10) 10,000千円

開設整備に関する補助

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金(宿泊定員9人) 7,551千円

計 91,088千円

【その他】

- 運営費に関する補助はありません。
- その他併設するサービスにより、「地域密着型サービス等整備推進事業」の対象となる場合があります。

◆詳細は東京都ホームページを確認してください。

「地域密着型サービス等整備費補助制度説明会」、「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」

地域交流スペース について

- ・ 地域住民の交流の促進及び地域の健康づくりの拠点として整備するため、地域住民が集い、各種講座、行事の開催、会合等に活用できる地域交流スペースを整備してください。
- ・ 地域交流スペースに関する維持管理費については、事業者が負担してください。
- ・ 原則として内容は事業者提案によるものとします。今後の住民説明会等での意見につきましては、できる限り反映するようお願いいたします。
- ・ 運営方法については、事業者決定後に市と協議してください。

利用者負担について

- 土地賃借料の減額や施設整備費補助等を反映し、市内及び隣接自治体に所在する同サービス事業所の宿泊費、食費等と同程度以下の金額設定を考慮し、利用者の負担額を軽減してください。
- また、生活保護受給者が利用できるよう、宿泊費、食費等の金額設定を考慮してください。
- 開設時の宿泊費、食費等は、原則として、借受申請書類提出時における金額からの増額は認められません。

■事業者の審査・選定

事業者選定は、「武蔵野市市有地活用事業者審査委員会」の審査に基づき、武蔵野市長が決定します。審査にあたっては「武蔵野市地域包括ケア推進協議会」へ意見聴取を行ったうえで審査します。

■審査方法

審査は提出された書類に基づく審査、プレゼンテーション及びヒアリングにて行います。

審査等	時期	内容
武蔵野市市有地活用審査委員会 (第1回)	6月6日(火) 午後6時30分～	書類確認、財務診断等
武蔵野市地域包括ケア推進協議会	6月27日(火) 午後6時30分～	本公募に対する意見聴取
武蔵野市市有地活用審査委員会 (第2回)	6月28日(水) 午後6時00分～	応募法人プレゼンテーション・ヒアリング、審査等
選定結果の通知(事業者宛)	7月中旬頃	—
行政報告	8月頃	—

開設までのスケジュール(予定) 公募要項P13

時 期		内 容
令和4年度	1月上旬	公募要項発表（市ホームページ等）
	1月27日(金)	事業者説明会
	3月17日(金)まで	応募申込書受付期間
令和5年度	6月	意見聴取・審査（書類審査・プレゼンテーションなど）
	8月以降	事業者決定・公表
		補助金協議
令和6年度		事業用定期借地権設定契約締結
		工事着工
令和7年度		竣工、施設開設

事業者決定後および工事着工前に住民説明会を予定しています。

意見聴取

武蔵野市地域包括ケア推進協議会設置要綱

(任務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を任務とする。

(略)

(3) 次に掲げる事項について、市長に対して意見を述べること。

ア 地域密着型サービスの指定

イ 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定

ウ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価等に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、地域密着型サービスに関して市長が必要と認める事項

令和7年度、地域包括ケア推進協議会において、決定事業者によるプレゼンテーションを実施し、事業者指定前の意見聴取を予定しています。

意見聴取

- ・ 公募内容に関すること
- ・ 地域交流スペース、地域住民との関わりに関すること
- ・ 施設設計に関すること
- ・ 利用料金(宿泊費・食費)に関すること
- ・ その他

応募法人について

3法人からの応募がありました。主な併設予定のサービス、事業参入理由は以下のとおりです。

法人A①

看護小規模多機能型居宅介護以外の併設サービス	訪問看護、訪問介護、居宅介護支援
事業参入理由	<p>①平成13年4月の開設以来、●●市で培ってきた、施設サービス、介護訪問系サービス、医業サービスの実績を活用し、武蔵野市で介護事業を展開したい。言葉を変えると、介護事業所として地域の期待を背負い、その期待に応え、その結果として安定した事業運営を継続できている当法人の強み・経験・実績を活かし、当該地において介護事業の実績を作りたい。</p> <p>②施設設備の条件となっている地域交流スペースについて、独居老人問題や老々介護そして認認介護などの高齢者介護に係る課題にのみ目を向けるのではなく、地域交流スペースを活用し、ひとり親家庭（働く女性への支援）の子供の教育や食事のお手伝い、日本語のできない外国人子息への日本語研修など、市区町村行政では手の届きにくい課題を、当法人の理念や運営指針に基づき地域貢献をより広範囲に発展させたい。</p>

応募法人について

法人A②

既存事業の実績 から活かされる 点

- ①介護老人保健施設としての、入所、通所、訪問サービスを実施しており、その実績・経験値が看護小規模多機能型居宅介護サービスの泊り、通い、訪問に活用できる。
- ②関連法人で令和4年4月に●●区に看護小規模多機能型居宅介護サービスを開設している。関連法人が選定時より開設準備を支援しており、看護小規模多機能型居宅介護サービスの開設実績がある。
- ③関連法人が開設している特別養護老人ホームでは、独自に地域交流スペースを設けて、地域住民に開放、イベントを行っており、地域交流スペースの運用に実績、経験値がある。
- ④当法人、関連法人では介護、医療の人材を有しており、人材、研修教育体制を新しい事業に活用できる。

応募法人について

法人B①

看護小規模多機能型居宅介護以外の併設サービス	訪問看護
事業参入理由	<p>武蔵野市では、2020年には高齢化率が22.2%、後期高齢化率11.9%となっておりますが、今後の推計をみますと、2025年までは高齢化率及び65歳以上の高齢者人口はともに横ばいで推移することが見込まれている一方、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年には、令和2年と比較して、高齢化率が28.4%、後期高齢化率15.3%になることが見込まれています。</p> <p>また、要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、今後も高齢化の進展等により増加の一途を辿っていくことが予測されています。特に85歳以上の高齢者が増加していくことに伴い、一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯を地域でどのように支えていくかが、大きな課題のひとつとなっています。85歳以上の高齢者が増加していくこと、それはつまり、これからは多くの方々がお亡くなりになっていく、まさに「多死社会」を迎えていくこととなります。</p> <p>その一方で、「自宅で最期まで過ごすことを希望するが、実現は難しい」と感じている方も多くおられるのが実情で、「身近なところで気軽に相談が行える相談窓口」や「要介護高齢者の親を支える家族介護者の支援」も必要になってきています。これはまさに、地域密着型サービスである看護小規模多機能型居宅介護が担っていくことができる役割であると感じております。</p> <p>今後、更に在院日数の短縮化の流れも加速し、病院から在宅へと療養の場も移っていくことが想定される中で、看護小規模多機能型居宅介護が地域包括ケアシステムの中核的な役割を担い、地域における退院支援、在宅復帰の窓口として機能していくことによって、病院と在宅との切れ目のないサービスの提供に繋がっていくと考えております。</p> <p>医療的なケアが必要になっても、長年暮らしてきた我が町で、最期まで自分らしく暮らしていきたいと望む要介護高齢者や、それを支えたいと思うご家族の気持ちに寄り添って、私共の看護小規模多機能型居宅介護がその思いを実現してまいりたいと思っております。</p> <p>本サービスを通じて、武蔵野市内における更なる地域包括ケアの深化に貢献してまいりたいと思っております。</p>

応募法人について

法人B②

既存事業の実績 から活かされる 点

当法人では8都道府県にて18の看護小規模多機能型居宅介護の運営をさせていただいております。

新店を除き2023年3月の実績では利用定員平均24名となっております。また2022年9月に●●区に開所いたしました「看多機●●」は初月の利用者が10名であり、開所8月となりますが24名の方に現在もご利用いただいております。

開所から多くの利用者様にご利用いただくために、地域への認知活動はもちろんですが、地域にお住まいの職員の採用、社内で看護小規模多機能型居宅介護の経験あるスタッフの配置を行い、受け入れ態勢を万全にしております。

新しい職員がすぐに業務に取り組みやすいよう、マニュアルの整備や自社で開発したシステムを使い、業務フローの理解が進む体制を整備しております。

多くのご利用者様を継続的にお受けするために現地職員だけでなく、会社として看護小規模多機能型居宅介護の事業運営を支援する組織を配置し、KPIを元に定期的に現地訪問を行い課題の確認と早期課題の支援や従業員との定期的な面談を行っております。

課題解決においては自社開発しておりますシステムの改修も行い、スタッフが使いやすく且つご利用者様の在宅生活の継続が支援できるように取り組んでおります。

また地域には当法人が運営しております介護保険サービスの事業所（訪問介護、居宅介護、通所介護、福祉用具等）や併設に訪問看護事業所がありますので、看護小規模多機能型居宅介護の利用がおわり、他の介護保険サービスを利用する際も、当法人で引き受けさせていただき、継続した在宅生活の支援を行うことができます。

このような取り組みの実績が当法人では蓄積されておりますため、地域への貢献が高いサービスが提供できるものと考えております

応募法人について

法人C①

看護小規模多機能型居宅介護以外の併設サービス

訪問看護、居宅介護支援

事業参入理由

看護小規模多機能型居宅介護は複合型施設として平成24年に開始された制度です。高齢化社会が確実に拡大している昨今、高齢者とそれを支える世代が幸せな生活を送るためには、医療と生活のバランスを保ちながら、ケアの構築、提供をすることが、重要だと考えています。

高齢になれば少なからず疾病を抱えます。介護だけでは困難な状況が多くあります。そこを支えるのが看護だと思います。体調を崩した時に、心身の状態をアセスメントし、適切なケアを提供する場として、『通い』『泊り』『訪問』を柔軟に組み合わせることが出来る看護小規模多機能型居宅介護は優れた施設です。

訪問看護事業を行っている、入院とまではいかななくても医療者がいて入所できる場所が必要な場面があります。看護小規模多機能型居宅介護の制度創設の時から、実際に運営し、地域における在宅支援の一翼を担いたいと考えていました。今回このような機会を頂き、参入を希望する次第です。

応募法人について

法人C②

既存事業の実績 から活かされる 点

そもそも、看護小規模多機能型居宅介護には、訪問事業が含まれており、訪問看護は看護小規模多機能型居宅介護の前身ともいえる事業です。事業としての親和性が高く、訪問看護ステーションの活動は、看護小規模多機能型居宅介護事業に活かされる活動です。

実際に私たちが行っている訪問看護の中で、入所施設の利用が望ましいケースがあります。それはまさしく『通い』『泊り』『訪問』という看護小規模多機能型居宅介護の特長が効果的であるということであり、既存事業が直接的に活かされるものだと考えます。